

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

- 農用地利用配分計画の認可の申請 (農業振興課) 一
- 海岸保全区域の変更 (河川課) 一
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 五
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十七年分) 選挙管理委員会 七

告 示

○宮城県告示第九百七十二号
農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十八年十一月二十九日から平成二十八年十二月十三日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。
平成二十八年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要
別冊一のとおり

二 申請年月日

平成二十八年十一月十一日

三 縦覧場所

宮城県庁(農林水産部農業振興課)
○宮城県告示第九百七十三号
海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により平成三年宮城県告示第九号で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。
なお、その関係図面は、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県気仙沼土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

旧	新旧別		指定区域
	大分類	海岸の名称	
三陸南沿岸	大分類	海岸の名称	基点A点 気仙沼市宇波路上岩井崎一番一地先の北緯三十八度四十九分三十一秒東経百四十一度三十六分二十秒の地点
気仙沼海岸	中分類	海岸の名称	基点B点 同市同字岩井崎四十四番一地先の北緯三十八度四十九分三十五秒東経百四十一度三十六分十二秒の地点
波路土地区海岸	小分類	海岸の名称	補助点 (イ)点は、基点A点から方位角(子午線の北を基準に左回りに測った角度をいう)九十二度、四・三メートルの点 (ロ)点は、A点と(イ)点を結ぶ線から百六十五度三十分(基準となる線から左回りに測った角度による表示。以下角度の表示については、同様とする。)、(イ)点から一・七メートルの点 (ハ)点と(イ)点を結ぶ線 (ニ)点と(イ)点を結ぶ線 (ホ)点と(イ)点を結ぶ線 (ヘ)点と(イ)点を結ぶ線 (ニ)点と(イ)点を結ぶ線 (ホ)点と(イ)点を結ぶ線 (ヘ)点と(イ)点を結ぶ線 (ニ)点と(イ)点を結ぶ線 (ホ)点と(イ)点を結ぶ線 (ヘ)点と(イ)点を結ぶ線
岩井崎地先海岸	小々分類	海岸の名称	基点A点 気仙沼市宇波路上岩井崎一番一地先の北緯三十八度四十九分三十一秒東経百四十一度三十六分二十秒の地点

(ヌ) 点は、(チ) 点と(リ) 点を結ぶ線
 から百六十一度三十分、(リ) 点から五・七
 メートルの点
 (ル) 点は、(リ) 点と(ヌ) 点を結ぶ線
 から百三十三度三十分、(ヌ) 点から二・〇
 メートルの点
 (ヲ) 点は、(ヌ) 点と(ル) 点を結ぶ線
 から二百四十三度、(ル) 点から十二・五メー
 トルの点
 (ワ) 点は、(ル) 点と(ヲ) 点を結ぶ線
 から百七十四度三十分、(ヲ) 点から二・八
 メートルの点
 (カ) 点は、(ヲ) 点と(ワ) 点を結ぶ線
 から二百二十度三十分、(ワ) 点から四・一
 メートルの点
 (ヨ) 点は、(ワ) 点と(カ) 点を結ぶ線
 から百三十六度、(カ) 点から三・〇メー
 トルの点
 (タ) 点は、(カ) 点と(ヨ) 点を結ぶ線
 から二百二十八度、(ヨ) 点から四・一メー
 トルの点
 (レ) 点は、(ヨ) 点と(タ) 点を結ぶ線
 から二百十九度、(タ) 点から四・一メー
 トルの点
 (ソ) 点は、(タ) 点と(レ) 点を結ぶ線
 から二百九度、(レ) 点から八・六メー
 トルの点
 (ツ) 点は、(レ) 点と(ソ) 点を結ぶ線
 から百九十五度三十分、(ソ) 点から五・六
 メートルの点
 (ネ) 点は、(ツ) 点と(ソ) 点を結ぶ線
 から七十八度、(ツ) 点から四・四メー
 トルの点
 (ナ) 点は、(ツ) 点と(ネ) 点を結ぶ線
 から百八十六度三十分、(ネ) 点から六・四
 メートルの点
 (ラ) 点は、(ネ) 点と(ナ) 点を結ぶ線
 から百三十四度三十分、(ナ) 点から三・五
 メートルの点
 (ム) 点は、(ナ) 点と(ラ) 点を結ぶ線
 から二百四十三度三十分、(ラ) 点から六・
 九メートルの点
 (ウ) 点は、(ラ) 点と(ム) 点を結ぶ線
 から二百二十四度三十分、(ム) 点から三・
 九メートルの点
 (エ) 点は、(ム) 点と(ウ) 点を結ぶ線
 から百九十八度三十分、(ウ) 点から三・二
 メートルの点
 (オ) 点は、(ウ) 点と(エ) 点を結ぶ線
 から二百十九度三十分、(エ) 点から二・六
 メートルの点
 (キ) 点は、(エ) 点と(オ) 点を結ぶ線
 から百八十八度、(オ) 点から二・八メー
 トルの点
 (ク) 点は、(オ) 点と(キ) 点を結ぶ線
 から二百十七度、(オ) 点から四・五メー
 トルの点
 (ヤ) 点は、(オ) 点と(ク) 点を結ぶ線
 から二百十七度、(ク) 点から三・〇メー
 トルの点
 (マ) 点は、(ク) 点と(ヤ) 点を結ぶ線

から百三十六度、(ヤ) 点から二・九メー
 トルの点
 (ケ) 点は、(ヤ) 点と(マ) 点を結ぶ線
 から百四度、(マ) 点から三・四メー
 トルの点
 (フ) 点は、(マ) 点と(ケ) 点を結ぶ線
 から二百四十度三十分、(ケ) 点から三・一
 メートルの点
 (コ) 点は、(ケ) 点と(フ) 点を結ぶ線
 から九十八度三十分、(フ) 点から二・〇メー
 トルの点
 (エ) 点は、(フ) 点と(コ) 点を結ぶ線
 から百二十三度三十分、(コ) 点から四・九
 メートルの点
 (テ) 点は、(コ) 点と(エ) 点を結ぶ線
 から百六十九度三十分、(エ) 点から二・五
 メートルの点
 (ア) 点は、(エ) 点と(テ) 点を結ぶ線
 から二百三十九度、(テ) 点から三・四メー
 トルの点
 (サ) 点は、(テ) 点と(ア) 点を結ぶ線
 から二百二度三十分、(ア) 点から三・三メー
 トルの点
 (キ) 点は、(ア) 点と(サ) 点を結ぶ線
 から百九十五度三十分、(サ) 点から二・七
 メートルの点
 (ユ) 点は、(サ) 点と(キ) 点を結ぶ線
 から三十六度三十分、(キ) 点から七・五メー
 トルの点
 (メ) 点は、(キ) 点と(ユ) 点を結ぶ線
 から二百四十五度、(ユ) 点から三・三メー
 トルの点
 (ミ) 点は、(ユ) 点と(メ) 点を結ぶ線
 から百八十四度、(メ) 点から三・三メー
 トルの点
 (シ) 点は、(メ) 点と(ミ) 点を結ぶ線
 から二百六十七度三十分、(ミ) 点から六・
 六メートルの点
 (エ) 点は、(ミ) 点と(シ) 点を結ぶ線
 から二百十二度三十分、(シ) 点から三・一
 メートルの点
 (ヒ) 点は、(シ) 点と(エ) 点を結ぶ線
 から二十四度三十分、(エ) 点から五・五メー
 トルの点
 (モ) 点は、(エ) 点と(ヒ) 点を結ぶ線
 から二百三度、(ヒ) 点から六・九メー
 トルの点
 (セ) 点は、(ヒ) 点と(モ) 点を結ぶ線
 から二百二十二度、(モ) 点から六・一メー
 トルの点
 (ス) 点は、(モ) 点と(セ) 点を結ぶ線
 から百二十一度、(セ) 点から四・六メー
 トルの点
 (ン) 点は、(セ) 点と(ス) 点を結ぶ線
 から百九十度三十分、(ス) 点から七・六メー
 トルの点
 (イイ) 点は、(ス) 点と(ン) 点を結ぶ
 線から百四十二度三十分、(ン) 点から三・
 三メートルの点
 (イロ) 点は、(ン) 点と(イイ) 点を結
 ぶ線から二百三十四度、(イイ) 点から七・

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

二地先の道の一部、同赤岩牧沢百三十八番六の一部、百三十八番七の一部(二工区)
気仙沼市

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年十一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 購入物品及び数量 競泳計測システム 一セット

2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 納入期限 平成二十九年三月十七日(金)

4 納入場所 セントラルスポーツ宮城G21プール(宮城県総合運動公園総合プール)

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ

と。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二二一三三五)へ平成二十八年十二月十四日(水)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては

認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県出納局契約課物品班(担当 細川 めぐみ 電話〇二二二二二一三三三三)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十八年十二月十四日(水)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年十二月十四日(水)から平成二十八年十二月二十二日(木)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年十二月二十二日(木)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
 入札期間 平成二十九年一月四日(水) 午前九時から平成二十九年一月十二日(木) 午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
 イ 日時 平成二十九年一月十二日(木) 午後五時
 ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するよう提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす

る。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

6 開札の日時及び場所
 平成二十九年一月十三日(金) 午前十時 宮城県行政庁舎二階第一入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百三十三条及び第百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured: Swimming Timing System (1 set)

2 Deadline for Delivery: March 17, 2017 (Fri)

3 Place of Delivery: Grande 21 Swimming Pool

4 Deadline for Bid: January 12, 2017 (Thu), 5: 00 p.m.

5 Contact Person: Megumi Hosokawa, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aobaku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第百五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出があった平成二十七年分収支報告書の要旨を別冊二のとおり公表する。

平成二十八年十一月二十九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫